

広島地区ミニバスケットボール連盟規約

平成29年4月

第一章 名称および事務局

第1条 本連盟は、広島地区ミニバスケットボール連盟と称し、事務局は理事会の指定するところに置く。

第二章 目的

第2条 本連盟は、広島地区における

- ① ミニバスケットボールの普及と発展、技術の向上を図る。
- ② ミニバスケットボールを通して、児童の健全なる心身の育成に努める。
- ③ ミニバスケットボール指導者の資質と技能の向上を図る。

第三章 事業

第3条 本連盟は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 大会・交換ゲーム会、練習会に関する事項
- ② 指導者教室に関する事項
- ③ 指導者育成のための講習会・研修会に関する事項
- ④ 審判技能を高めるための講習会・研修会に関する事項
- ⑤ その他、本連盟の目的達成上、必要と認める事項

第四章 資格および登録

第4条 年度当初に、本連盟の定める規定に従って加盟登録をしたチームが参加資格を得る。（登録規定は別に定める。）

第5条 各チームは、広島県ミニバスケットボール連盟登録規定に従って、毎年度当初に、男女別チームとして加盟登録をする。

登録が完了したチームは、本連盟の主催するすべての大会への参加権を得る。

第五章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- ①会長 1名 ②副会長 若干名 ③理事長 1名 ④副理事長 若干名
⑤理事 若干名 ⑥顧問 若干名 ⑦参与 若干名 ⑧監事 若干名

第7条 会長・副会長は理事会で選出する。

会長は本連盟を代表し、すべて業務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

理事長は理事の中から選出する。（委員長は理事会で選出する。）

第8条 理事は各委員会の委員長、および理事会で推薦された若干名をこれに当てる。会長は必要に応じて理事会の議決を経て、理事を委嘱することができる。

理事は本連盟の議決に当たる。

第9条 顧問は理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

顧問は重要事項に関し、会長の諮問に応じる。

第10条 監事は理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

監事は会計監査にあたる。

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

また役員としてふさわしくない行為のあった場合、および特別の事情のある場合は、その任期中であっても理事会の議決に基づき解任することができる。

第六章 会 議

第12条 理事会は、必要に応じて会長が召集し、第3条の事業の施行および予算・決算・その他の重要事項を審議決裁する。但し、委任状を含む在籍理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

理事会の議決は、出席理事の過半数の議決をもって定める。可否同数の場合は会長の決するところによる。

第13条 総会は、毎年度当初に本連盟を組織する全役員で行い、理事会からの提案事項を審議し、承認する。

第14条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者2名以上の署名捺印の上、これを2年間保管する。

第七章 委 員 会

第15条 本連盟は、次の委員会を設置し運営する。各委員会は、本連盟の指導者をもってあてる。委員長は委員会を統括・運営する。

総務委員会 (事業全体に関する事項をつかさどる。)

財務委員会 (財務全体に関する事項をつかさどる。)

競技委員会 (競技全体に関する事項をつかさどる。)

審判委員会 (審判全体に関する事項をつかさどる。)

広報委員会 (広報全体に関する事項をつかさどる。)

普及委員会 (普及全体に関する事項をつかさどる。)

倫理委員会 (社会的信頼に関する事項をつかさどる。)

第八章 会 計

第16条 本連盟の経費は、運営費・大会参加費・補助金等をもってあてる。

但し運営費、および大会参加費等は、別に規定を設ける。

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九章 付 則

第18条 本連盟の規約の施行に伴う諸規定は別に定める。

第19条 本連盟の規約の改正は、理事会で決定し、総会で承認を得る。

第20条 本規約は、1999(平成11)年4月1日より施行する。

2006(平成18)年4月8日改正

2008(平成20)年4月5日改正

2014(平成26)年4月12日改正

2017(平成29)年4月8日改正